

Title	ミレトゥス・L・フラニンガム フランス北東部及びバヴァリアのパラティネート地方における農村経済
Sub Title	
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.12 (1953. 12) ,p.1071(103)- 1072(104)
JaLC DOI	10.14991/001.19531201-0103
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19531201-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

道の發達は、事實において遅々たるものであつた。そして、鐵道におけるこの立遅れが、直ちに、フランス經濟の發展を阻碍する重大な原因となつたのであつた。

フランスにおいて、鐵道建設計畫を妨得した原因の一つは、政府と銀行家とが對立していた點にあつた。政府は、銀行家から融資のみを望み、銀行家が經營に参畫することを喜ばなかつた。他方、銀行家は、融資した以上、經營に参加することを願つた。同時に、銀行家は、政府の鐵道建設計畫を非難した。そして、若し政府が、鐵道の建設を銀行家に委託し、保護立法に依つて建設を支援するという政策に出るならば、政府直接の建設の場合よりも、より少額の費用を以て、しかもより急速に完成することが出来るであろうと主張するのであつた。銀行家のかかる要請に對し、政府は、却つて態度を硬化し、鐵道建設會社を壓迫した。即ち、鐵道建設會社が計畫を完遂し得なかつた場合、政府は、この會社の財産を沒收するという措置に出た程であつた。政府のこのような態度は、銀行家を憤慨させ、かくして、政府は、鐵道建設に必要な潤滑な資金の獲得という面において、銀行家の協力を失ない、税金、地方都市の分擔金と共に有力な資金源であつた銀行家からの融資を、絶たれてしまつたのであつた。

政府と銀行家との對立から起つた資金調達上の障碍のほか、フランスにおいて、鐵道建設を妨得した第二の原因としては、政府が、一貫した鐵道政策を持たなかつた點を挙げなければならぬ。

ばならない。なるほど、前述した如く、政府は、鐵道建設に關し、直屬の諸機關を持ち、鐵道の建設計畫を立案させていた。然し、その立案は、屢々、統一を缺き、一旦民間委託と決定した計畫が、政府直營に急變されたということも屢々であつたのである。

鐵道建設を妨得した第一、第二の原因に次いで、かかる原因の第三のものとしては、一八三七年に始まり、一八三九年に絶頂に達した不況の影響が挙げられる。然し、不況の最悪時においても、鐵道建設の計畫が、進められていた。例えば、一八四〇年に、政府は、パリとルアンとを結ぶ鐵道を建設する契約を、イギリス人との間に、取交はしていた程であつた。

景氣の回復と共に、鐵道建設計畫は、本格化した。世論も亦、鐵道の建設を要望した。かくして、一八四二年には、延長三、六〇〇キロメートルに及ぶ八本の主要幹線——一、パリ—アミアン—リール—ベルギー國境、二、パリ—ナンシー—ストラスブール—ドイツ國境、三、パリ—リヨン—マルセル—ボルネ—ポワティエ—アン—グーレム—ボルドー—ベイオン—スペイン國境、五、ツール—ナント、六、オルレアン—ブルーズ—中央—フランス、七、リヨン—ディジョン—ミュルーズ、八、ボルドー—ツール—マルセル—マルセル—が、計畫された。

但し、その場合、鐵道建設に必要な土地の買収費のうち、三分の一を政府が、三分の二を沿線の市町村が負擔すること、又政

府が建設を擔當し、鐵道會社が運営を委託されることが規定されていたのであつた。

とにかく、一八四二年のこの法律に依つて、建設は政府に經營は民間にという原則が確立され、かくして、從來において喧しかつた國有主張者と、民有主張者との間の論争が、ここに一應折衷されることとなつた。根強いかかる對立を緩和し、鐵道建設計畫の進行を圓滑化したことに依つて、正に一八四二年のこの法律は、フランスにおいて、鐵道建設のための便宜的な基礎となつたのであつた。(渡邊國廣)

ミレットゥス・L・フランニガム

『フランス北東部及びバヴァリアの
パラティネート地方にける農村經濟』

(Miletus L. Flanigan, "The Rural Economy
of Northeastern France and the Bavarian
Palatinate, 1815 to 1830," Agricultural History
July 1950, pp. 166-170.)

ナポレオン没落の跡を襲い、ブルボン家への復歸がなされ、制限選挙制の時代が一八四八年まで続いた。一八一五年に始まるこの時代の一八三〇年以降を七月王朝時代と呼べば、制限選挙制時代に入つた一八三〇年までは王復古時代と呼ばれ、反動期であつて、農業生産に對しても保護政策が採用されたが、進歩は寧ろ緩慢であつた。フランス農業のうちに顯著な變化が見

論文紹介

1011 (1071)

られたのは實に七月王朝下であり、王復古時代のフランス農業は今世紀の初頭より舊制度時代に類似してゐる。See "La Vie économique de la France sous la monarchie censitaire, 1815-1848," (Péras 1927) p. 24 と云えられ

た。しかもこれはフランスの如何なる地方よりも北東部で著しく、王復古のこの時期にフランスの北東部では農村事情が好轉したという證據は一つとしてなかつた。然らば何故か。農村經濟の改善を阻碍した諸要因をフランニガム氏はフランスの北東部について次の諸點に要約している。

土地解放の不徹底。フランス革命の結果、教會の全財産は買却される筈であつた。然しフランスの北東部では教會が依然として最上の土地の大部分を所有していた。又貴族財産が温存されて、大土地所有者の存在が目立つた。農村人口の大部分は小作人が農業労働者であつた。小作人にあつては地代の支拂が年に二回、借地期間の更新が三年目毎、六年目毎、九年目毎を普通とした。又小作人は種子、農具、租税のための出費を含め一切の經營を負擔していた。しかも林野が國家、自治體、大土地所有者の所有であつたことは、當時依然として森林が農村で重要な生活手段の一つであつただけに、これを利用して得ない農村人口の大多數にとり生活の脅威となつたのであつた。

高利貸付の放任。金融機關の不備も亦農村における經濟生活の向上を阻碍する要因であつた。例えばアルサス地方では、大土地所有者が借金に對し五分の利息を要求された時に、小作人

を含めて農業労働者は一割五分の利息を強要されていた。金融上のかかる不都合な逼迫が農村人口の大多数に對し土地の購入は固より、新技術の採用すら断念させた。現に野菜栽培に見られた若干の技術改良を除けば、小麦耕作も葡萄栽培も技術面では前世紀以來何等の變化も起らなかった。

不作の頻發。凶作も亦小作人や農業労働者の生活にとり重大な脅威の一つであつた。特に一八一六年にフランスの北東部を襲つた凶作は農村經濟を極度の混亂状態に追い込んだ。小麦價格は急速に高騰し、例えばパリ、リヨン、ルアンでは一フラン四分の一の價格のニキロのパンがフランスの北東部では三フランから五フランの高値を呼んでいた程で、生活の困窮から一八一七年には四、〇〇〇名もの移民がバザリアヤのパラティート地方に出て行つたが、然し移住先の困難な經濟事情は大量に流入したこの移民に對し豊かな生治の保證を與えることができなかった。このように凶作による影響も亦フランス北東部の農村の經濟生治の向上を阻碍する原因となつた。

又フランニガム氏は、一七九二年にフランスの治下に入り、一八一五年に再度ドイツ領に編入されたバザリアヤのパラティート地方について、ここでもフランスの北東部と同じく、政府の立法措置にも拘わらず、農村における封建勢力の存續がドイツの如何なる地方よりも目立ち、このため農村の窮乏化が特に甚だしく、アメリカ移住によつて局面を打解しようという人々が多かつたことを指摘している。そしてフランニガム氏は、

「文明と人道との敵が祖國を征復しようという時に、祖國を離れるのは正しいのか」と反問しながらも、遂に「貴族勢力と教會勢力とが根強い祖國を離れて……アメリカに移住しようという團體に加わるよう提案したい。……英語や備かる技術、例えば皮鞆し、銃前づくり、馬具づくり、測量術を學んで、アメリカに渡つて來い。又來て狩獵や農業に専従せよ。……獨立するには、一、五〇〇ギルダーで十分である」と呼び掛けたパラティート地方出身の一アメリカ移民の勤勞を前に、一旦は「アメリカで氣樂に暮すよりは貧しくとも祖國で生活したい」と考えたが、結局移住せざるを得なかつたこの地方の農村の大多數の人々のうちに、農村疲弊の最も端的な表現を見出そうとした。(渡邊國廣)